

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第27期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県高崎市あら町5番地1

【電話番号】 027-310-8040(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県高崎市あら町5番地1

【電話番号】 027-310-8040(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第27期 第1四半期累計(会計)期間	第26期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(千円)	216,146	1,288,914
経常損失()	(千円)	144,768	208,417
四半期(当期)純損失()	(千円)	153,212	236,162
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-
資本金	(千円)	1,571,810	1,571,810
発行済株式総数	(株)	616,400	616,400
純資産額	(千円)	2,737,930	2,892,018
総資産額	(千円)	3,000,480	3,163,100
1株当たり純資産額	(円)	4,441.81	4,691.79
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	248.56	383.46
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	91.2	91.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	172,999	377,284
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	105,778	395,335
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,185	15,470
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	562,772	500,557
従業員数	(名)	73	67

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等に係る連結経営指標等は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期の持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社がないため記載しておりません。

第27期の持分法を適用した場合の投資損益については、損益等からみて重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 第26期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

第27期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりです。

新規

(名称) 株式会社セルリムーバー

(住所) 埼玉県和光市

(資本金) 84,000千円

(主な事業の内容) 脱細胞化装置を使用した、異種動物等の組織から細胞等を除去(脱細胞処理)した再生医療材の開発・製造

(議決権に対する提出会社の所有割合) 35.7%

(関係内容) 今後の再生医療展開への投資

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	73 [10]
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の[]外書きは、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

区分	生産高(千円)
研究用試薬関連事業	50,262
抗体関連試薬販売	15,904
その他の試薬販売	5,716
試薬関連受託サービス	28,642
実験動物関連事業	562
疾患モデル動物関連受託サービス	147
飼育・保管等サービス	415
合計	50,824

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は、主として見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)
研究用試薬関連事業	108,081
抗体関連試薬販売	51,381
その他の試薬販売	20,508
試薬関連受託サービス	36,191
実験動物関連事業	81,762
疾患モデル動物販売	80,421
疾患モデル動物関連受託サービス	350
飼育・保管等サービス	990
医薬関連事業	25,784
体外診断用医薬品販売	25,784
その他事業	518
合計	216,146

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
第一三共(株)	29,298	13.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

販売独占契約

契約書名	相手先名	契約締結日	契約内容	契約期間
特許権実施契約書	(有)イムノ・パイオ・ジャパン	平成20年4月1日	(有)イムノ・パイオ・ジャパンが保有する特許権を使用して製造されるクレアチン飲料の全世界での独占販売契約	平成20年4月1日から平成25年3月31日まで(5年毎の自動更新)

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間における我が国経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカの景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まり、景気回復は足踏み状態から一部に弱い動きがみられております。企業収益は減少し設備投資はおおむね横ばいとなっており事業環境の先行き不透明感が未だ残っております。

一方、我々が業を営む業界においては、医療費抑制を目的とした医療制度改革が進展する中、業界内での

企業合併、企業競争の激化により経営環境はますます厳しさを増しております。

事業別の売上高の状況については、医薬関連事業が体外診断用医薬品タゴシッドTDMキットの販売が堅調であったことから、売上高は25,784千円となりました。また、医薬シーズライセンスに関しては、既にアステラス製薬㈱に権利譲渡した抗ヒトオステオポンチン抗体（2K1）の関節リウマチ治療薬としての第Ⅰ相臨床試験が順調に進んでおります。またIntellect Neurosciences, Inc.に権利譲渡した抗ヒトアミロイド 抗体（82E1）のアルツハイマー型認知症治療薬の開発も治療用ヒト化抗体の開発に向け順調に進んでおります。

しかしながら、研究用試薬関連事業は価格競争の激化の影響により、国内、海外向け共に抗体製品、測定キット製品、細胞培養関連試薬の総供給数や受託サービス件数が減少したことにより全体的に減収となり、売上高は108,081千円にとどまりました。実験動物関連事業においては、米国Taconic Farms, Inc.の疾患モデル動物に対する需要が減り、売上高は81,762千円となりました。その他事業については、水溶化クレアチン水のオーストラリアでの販売促進活動を開始したばかりであり、売上高は518千円となりました。

これらの結果、売上高は216,146千円、営業損失は142,119千円、経常損失は144,768千円、四半期純損失は153,212千円となりました。

このような厳しい状況が続く中、当社は継続して、新規の大型となる研究用試薬の開発、平成17年3月に開設した三笠研究所（北海道三笠市）から初めての製品化を目指した疾患モデル動物の開発、企業価値を高めるべく新規技術開発への積極的投資、さらにはその他事業として水溶化クレアチンの国内外での販売促進を進めております。

(2) 財政状態の分析

資産

当第1四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末比5.1%減の3,000,480千円となりました。これは主に、事業提携等を目的とした出資等により投資その他の資産が69,778千円増加したものの、売掛金の減少があったことによるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末比3.1%減の262,549千円となりました。これは主に、買掛債務の減少6,716千円及び長期借入金の返済5,000千円によるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比5.3%減の2,737,930千円となりました。これは主に、四半期純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ62,214千円増加し、562,772千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は172,999千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失152,381千円を計上したものの、売上債権の減少273,815千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は105,778千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得により41,250千円、関係会社株式の取得により30,000千円、それぞれ支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は5,185千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が5,000千円あったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は87,620千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	616,400	616,400	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	616,400	616,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月20日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	183(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	18,300(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき330,000
新株予約権の行使期間	平成17年11月6日から平成22年11月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,300 資本組入額 1,650
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は300個であり、平成16年4月2日開催の取締役会決議において全300個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	3,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成16年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は30個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において全30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成16年11月26日開催の取締役会決議において20個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年2月15日開催の取締役会決議において30個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年11月26日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1個につき1,000,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月5日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 株主総会決議により承認を受けた新株予約権の数は70個であり、平成17年3月15日開催の取締役会決議において5個を付与しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は新株予約権の目的となる株式の数を調整することができるものとする。

4. 新株予約権発行後、以下の事由が生じた場合には、行使時に1株につき払込みをすべき金額(以下、「行使価格」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前行使価格を下回る価格により新株を発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価格}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分の場合には、上記算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に各々読み替えるものとする。

なお、当社が他社と合併する場合等、必要かつ合理的と認められる場合にも、当社は行使価格を調整することができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

対象者は、権利行使時において当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。なお、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合あるいは従業員が定年若しくは会社都合で退職した場合はこの限りではない。また、対象者が死亡した場合には、対象者の相続人がこれを相続するものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	616,400	-	1,571,810	-	1,416,578

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 616,340	61,633	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 60	-	-
発行済株式総数	616,400	-	-
総株主の議決権	-	61,633	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が10株含まれております。また、議決権の数から同機構名義の株式に係る議決権の数1個を除いております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	2,320	2,150	2,045
最低(円)	1,960	2,000	1,901

(注) 株価は、大阪証券取引所（ヘラクレス）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則を適用しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	375,780	312,242
受取手形及び売掛金	213,756	487,571
有価証券	200,538	200,360
商品及び製品	95,607	96,884
仕掛品	108,709	106,738
原材料及び貯蔵品	61,541	60,096
未収還付法人税等	31,794	27,045
その他	7,940	40,421
貸倒引当金	-	500
流動資産合計	1,095,668	1,330,859
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	803,818	821,243
土地	401,787	408,385
その他(純額)	143,338	147,236
有形固定資産合計	1,348,945	1,376,865
無形固定資産		
投資その他の資産	95,417	64,704
投資有価証券	381,147	340,773
その他	82,419	53,015
貸倒引当金	3,117	3,117
投資その他の資産合計	460,449	390,671
固定資産合計	1,904,812	1,832,241
資産合計	3,000,480	3,163,100
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,464	40,180
1年内返済予定の長期借入金	20,000	20,000
未払法人税等	2,269	-
賞与引当金	4,818	27,863
その他	114,276	94,020
流動負債合計	174,827	182,065
固定負債		
長期借入金	80,000	85,000
退職給付引当金	565	1,132
その他	7,156	2,882
固定負債合計	87,721	89,015
負債合計	262,549	271,081

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,571,810	1,571,810
資本剰余金	1,416,578	1,416,578
利益剰余金	247,565	94,353
株主資本合計	2,740,822	2,894,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,891	2,015
評価・換算差額等合計	2,891	2,015
純資産合計	2,737,930	2,892,018
負債純資産合計	3,000,480	3,163,100

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	216,146
売上原価	119,858
売上総利益	96,288
販売費及び一般管理費	238,407
営業損失()	142,119
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	221
保険解約返戻金	710
その他	211
営業外収益合計	1,178
営業外費用	
支払利息	457
為替差損	3,369
営業外費用合計	3,826
経常損失()	144,768
特別利益	
固定資産売却益	843
賞与引当金戻入額	8,220
その他	1,097
特別利益合計	10,161
特別損失	
固定資産売却損	3,910
たな卸資産評価損	12,865
その他	998
特別損失合計	17,774
税引前四半期純損失()	152,381
法人税、住民税及び事業税	830
法人税等合計	830
四半期純損失()	153,212

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	152,381
減価償却費	31,210
貸倒引当金の増減額(は減少)	500
賞与引当金の増減額(は減少)	23,045
退職給付引当金の増減額(は減少)	567
受取利息及び受取配当金	256
支払利息	457
為替差損益(は益)	179
有形固定資産売却損益(は益)	3,067
売上債権の増減額(は増加)	273,815
たな卸資産の増減額(は増加)	2,139
仕入債務の増減額(は減少)	6,716
その他	52,172
小計	174,934
利息及び配当金の受取額	256
利息の支払額	443
補助金の受取額	49
法人税等の支払額	1,797
営業活動によるキャッシュ・フロー	172,999
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	1,500
有形固定資産の取得による支出	3,815
有形固定資産の売却による収入	6,009
無形固定資産の取得による支出	35,122
投資有価証券の取得による支出	41,250
関係会社株式の取得による支出	30,000
その他	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	105,778
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	5,000
その他	185
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,185
現金及び現金同等物に係る換算差額	179
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	62,214
現金及び現金同等物の期首残高	500,557
現金及び現金同等物の四半期末残高	562,772

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

会計方針の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準の適用)

当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これにより、税引前四半期純損失は12,865千円増加しております。

(リース取引に関する会計基準等の適用)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、リース資産が有形固定資産に5,388千円計上されております。なお、これによる、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(たな卸資産の評価方法)

当第1四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、一部実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

(固定資産の減価償却費の算定方法)

定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	845,050千円	有形固定資産の減価償却累計額	828,448千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費の主なもの	
賞与引当金繰入額	2,035千円
研究開発費	87,620千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	375,780千円
有価証券勘定	200,538千円
計	576,318千円
預入期間が3か月を超える定期預金	13,545千円
現金及び現金同等物	562,772千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	616,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

関連会社はありますが、損益等からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
4,441.81円	4,691.79円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	248.56円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円)	153,212
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	153,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	616,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 禎 良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 茂 喜

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 川 修 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の第1四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。